

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

73
6592
21

貞丈雜記

十一上



門號
6592
21

貞文雜記卷之十一

武具之部

- 一 調夜掛之事 二ヶ条
- 一 うねり事
- 一 鐙具足之事
- 一 着長之事
- 一 腹當之事
- 一 腹卷之事 二ヶ条
- 一 うのはなし事 五ヶ条
- 一 胸丸之事
- 一 つめき
- 一 さううの簾之事 四

雜記十一

目一

昭和十九年四月五日
故三上於夏言代記
三工庵吉良
贈寄

- 一犬羽小手の事
一糸毛の禮と云ふ
一やうけの事
一鎧をたぬする
一鎧やあくるの事 三ヶ
一やうけ持つくる
一うねる報さむ
一張巻 張袋の事
一うつの張袋の事
一尾範の事
- 一やまの時よりとある
一背ふ革
一兵具又併法の説
一矢箋もす 圖二ヶ集
一まくかきの事
一鎧又敵さす
一逆顔鎧重ね
一幕の乳歛もす
一武具又撓るもす
一香取山神々宝殿の事
- 一うど云ねやう事
一太刀又張袋付の圖
一軍法 軍術 兵法
一武器又鷲鷺の形をもす
一軍器を作らる婦人をもす
一古の張袋
一禮お書きもす 二ヶ集
一さいもるの事
一後三年画の能の圖
一同弦袋つけやの圖
- 一竹尾範の事
一武具類虫はせきの法
一古の胃うけ張圖
一同背ふ圖

一 回襷スカウ

一 同義家胡カル旗スカウ

一 回襷頬スカウ

一 水呑スル結スル

一 うぶす年スカウ

一 もちあはすスカウ

一 箋スカウ

一 軍配スカウ

一 後三年スカウ

一 回幕スカウ

一 古具足櫛スカウ

一 上腹卷スカウ

一 每官スカウ

一 腰小旗スカウ

一 賞スカウ

一 緒スカウ

一 勉スカウ

一 陣羽徹スカウ

一 駄スカウ

一 上腹卷スカウ

一 手絆スカウ

一 乳縄スカウ

一 腹スカウ

一 每慶スカウ

一 胃スカウ

一 勝軍木スカウ

一 馬上背スカウ

一 やうけスカウ

一 町スカウ

一 古画スカウ

一 矢保侶スカウ

一 大臣スカウ

一 志スカウ

一 锦スカウ

一 腹スカウ

一 賞下スカウ

一 近世スカウ

一 近世軍衣流行スカウ

一笠かさの事

一蝙蝠付ひふくつきの事

一獅子頭じしとうの事

一鷹頭たかとうの事

一甲の字カニの事

一弓矢桶小甲冑ゆうやく輪わの事

一金胸包胸きんきょうの事

一武具ぶぐの腰こしをきりの事

一小具足こしょくの事

一けあや袴かばの事

一鎧よろいの威毛ゐもう

一未濃みのうと継つとの事

一斧のこの事

一割わ小札こふくの事

一つが袖わの図

一家上胸いえじょうの事

一縫ぬい小札こふくの事

一家上胸いえじょうの事

一母衣ぼくいの事

一家上胸いえじょうの事

一母衣ぼくいの事

一家上胸いえじょうの事

一母衣ぼくいの事

一家上胸いえじょうの事

一侍中間雜色軍裝しむちゅうまんざくしょくの事

一威衣ゐいの事

一白草威しらくさの事

一鎧よろいれ金銀朱きんぎんホホの事

一矢筈頭やはずとうのれの事

一諸具足しょくの事

一腰こしの事

一うとうの事

以上

鄭文雜記卷之十一

律執貞友

卷之三

四

岡田光大

十一

益見之言
一弓矢を立て置道具より調度櫛とも道具有ありは物
吾家より傳する
内飾記より調度
外数卒羽え
東山殿エカサリキ
内飾記と云ふ者より其の傍闇ありありと云ふ説ありれども
又謂之をの事
我家より傳する京都將軍時代の諸事より調度かけと
謂度掛の役人
より才をもてる者より作成せ
其名を記す

雜記

曾我源氏の筆

敵翁根の筆

秀吉の筆

三行は筆

洞庭の筆

人手の筆

とある

後世よりをゆむ人の始を修りて調度監と名付くる

を後の人以飾記へかへ入を圖したり鎌倉時代より

して京於將軍時代を調度監と云ハ道具の名より

ありに將軍防衆内うち外の行旅を西日本附子

の器量何者を探ひて將軍のは弓矢を備くも

役人並調度柵といひて東邊うち外足利源氏代乃

舊記をみて初一かの弓矢等道具として出来

あら外す名こそ何ぞき調度柵といひ級の名すれど

上よりすがりつき道具の名を調度柵といふ名付くる

すと竟ゆれど

。調度柵の事

。調度

矢をやうと左の弓を調度うけといひをもろくひゆ
革をぬむより調度掛とひ道具を施出して調度掛
大小竹大ありひ主君のばせ多め多き小ありハ直て
供奉するあく云妄説すを作り出しこそは道具
京教將軍時代はあ一調度點の役とひすへりし

之古ハ弓矢をハ壁ある立敷キと今世のやく相合點と

之ノ具よりさきをハ急な事すありう

一志ほ一弓の附鳥帽子素襷ナガケツクの七具足持ナシヒトツモリ武難犯ムダフ外泊記スルメイ見タク七具足とハ被七刀七太刀

長太刀と云ハ七四五天太刀のめいをとのれをえうやうのわ

うらさきすよ／＼背も負ひくをとのれをえうやうのわ

古ハ規定を正す所ハ其を以て山旅かたとの所ハ用ひのあ

持す／＼その世よハ規定を正す所より連ねてまことと
かふももくすりこすりの所ハ古く有風俗のゆきく

一うつ船をは舟をヤヘてもとハ亦やゆく船出張持ナシヒトツモリ

えびをハ廻りをえ付りとハいとれ

一鉄炮テッポウハ古ハあうり炮ボウこれハ我家よ傳ツヅ舊記スルメイは該炮の

永禄年書也

太平記廿九卷
元ヨリ日本ヲ
攻ル余ニ云文永

二年八月十三日大

元七万余艘ノ

兵船博多津三

押シ寄セタリ略

兵从既ニ交ル時

鉄炮トテ鬪セ

十九鉄丸ノホトシ

ル事坂ヲ下ス車

輪ノ如クヘキレキ

スル門タル電

光如ナラ一度ニ

種子溝も作り始て日本よ被駆弘々と一萬枚浣

二三千ヶ出シラル
日本ノ兵多焼
ロサレキドヤグニア
火モーフキテガウ
スヒマモナカリケリ
云々此鐵炮トアル
ハ今ノ世ノ鐵炮ニ
ハアラズホウロク
火矢ノ類也有矣
永年中ニロ日本
云々未今世如キ
鐵炮ハナカリシ也

完太記第用集等の具を元より承ひ天文のじの事も
大將のゆきれを證と云諸士の名をば其具と云ふる人
あま代とも齋記より是を亦一證のゆき具足とも書
てあり腰袋をす具足サベツ道照愚草は云腰袋
考状ある具足サベツ或ハ附き具足サベツと云ふりと
領とハ誤れの由す事も云具足サベツと云ふりと
よもて何ともかどこれ云致てかけめふきを具足サベツと
樂器の具足サベツと云ふ事も云具足サベツと云
附も具足サベツと云ふ事も云具足サベツと云ふりと
附も具足サベツと云ふ事も云具足サベツと云ふりと

く何り是本ち樂の具附の具のをふり足袋を云其
めく襷は袖袴コテキウビ手爐尾梅檜の板脇桶脇當センドウ等を
取捨スルて具り足タタキるが具足サベツと云うあり^テ外のねむ竹
の具足サベツと云う襷をいたぐ具足サベツと云う事も云う事の
半カミを調度トシるが同シ調度の事ハチ矢の射アキす
一昔具足サベツは常世具足サベツと云う事も云う事の襷トガルを
そもと萬世の具足サベツと云う事は仁暦中ヒヨウの胸丸の
ことく右のあくやる様トシて脇桶トガルを用する故云焉細

ハ軍用記す焉

雜記二

四

光大曰キヤカガトハ
キセナガスの意也鍾
がくぐる思せらぬ
ありやキセナガスの
スの字を略してキ
セカと云太刀を腰
リモアタマヒモウ
セトニ弓ハシヌド
アタマヒモウと
エモルヒモウと
先ハ致シテミズ
アヤ

一禮を着長といふは禮ハ股卷腰の胸丸かども草すり
吉キヤカ又着背とも考是ハ股卷腰の脊の
オモモ合モリ左腰ハラマキの方より奥へ近き禮ハ脊の方
より左よりも着長といひ大將の禮を云平士の禮を云
モ侯はあらも後三年記云我考るきをあつてぬき
のア馬とすき國府へゆきと仰は諸侯の禮の事も云
一式説云腰卷云腰折もろ尼長は腰折もと云け説
基すあやまつて着長ハ常の禮云腰折を用之腰卷を
着すと合モリ左腰折もリ又腰折を腰病折と云人
ありあつて腰折と云へ古事記云腰折也

一腰當と云ハ難兵士の着腰と股を包む之股卷とハ別
ひも草を捲すてもつけよつて左も右もももあ
神もナク孫馬軍用云云

股の圖
書マリ

一胸丸ハ今世の具足云仰う胸の左よつひあ一見も本の
腸も合もる之絵圖軍用云云

一鎧の毛の不さよくあり糸綱軍用云云

一腰巻云ハ袖もよめし腰折の禮を云て付する之

源平史衰記卷五成親等云筋黃の腰卷の袖けるを差え

惟トハ大カタヒ
ラニ腸カキタル
トハ左右ノワキ
ヲアケタリ也

小長刀斗ミ立筋ハシテ又同卷の十五宇治川寧宗慶秀も白
惟の脇ウキシテ黃大口着て崩黄の腹卷も神モリ明禪
ハ腸ウキシテ褐の惟ト白大口と洗草の腹卷ヲ衬
向の神モロ付シテ又同卷十九文覚発心ミ宗 盛遠
卷ニ黒宗威の腹卷も神付ト同卷廿四南於合モリトオハコニムラ
卷ニ崩黄の腹卷も神付ト又參考太平記が戒願高ハ
是皆腹卷ハ神モリ有り大嘗の神モリテ付シ云
也近代ハ腹卷ハ神ナリモア

一はきぬきともつまぬきも云ハ大將の習ゆ大將もす

とも常の今もつまぬきともつまぬきとも云

一やまとくろガト云ハ竹モ縦モヨモモモ拵テ馬ウカ
ナリモモモモサヘウナリモハ大和ウガトハシテ跨馬ウ
ガトミニヤまとハ日本國の鳥名也毛はうけハ唐の毛
ナリ毛はうけ毛バ大和ウガト云クされハヒテ毛皮
えナリモモモモモモモモモモモモモモモモモモモ
一うがれオミヌハ征矢の弓ニ征矢の弓ハあくどうの弓を
弦ヘテハ弓の弓の弓ハ弓ナルモナリ遠射ニ依ニ腰射
ヌハナリめうもう不の弓の弓の弓の弓ナリげアモメウ征矢
の時ハあくどうの弓射めヌヨモ先ハ一院の馬候ニトニ馬

故實より見えて的出張記よりは不のとすてて、うる
の子とがすまくゆき室籠をさす御矢をつり不のと
きた御矢ともうづくは服子やあむ御矢の事也

一
うの子とやハ齒梳ハシス
と云トエ 太刀を手に杖ハシ

不の子と、
大刀を
太刀を
太刀を
太刀を

と出張す所りやうがふも 穂皮ホカハ之穂皮とハシマリモ
さひやつと云うは、があり大あり。ねの穂の花ハ希見也。但
又ハづら度まで細くよろそ大サ一ええ花也。勝よろしく
あす入るおも。也穂の形土俵ヒヨウ似るれの名あ

蝶ハ道標作盤
故道標ウツト
云ト云説アリ用
ヒガタシ

又弩瓢とある書くたるやうに第一代の物

やくろの筋のすきのうといは近頬とすくも吉ハ大将より
重慶の手を持近頬の筋を負へやくろの筋一名云ふの
筋とも云奉式の筋とも云ひナムハ古代の筋にて有
ハ世よ絶てかフナリヤナムハモコノ筋の元也古筋
の逆頬筋の逆頬とニ品囁アシ熊の毛ねどもヒメ
ト野猪の毛ねどもヒメテ云けテの獸の皮を用ひ
テトカサフサモヒモケツアキモテアシ獸あゆ軍陣トハ
ミケルアキモテアシモテアシモテアシモテアシモテ
画る睛輪の形を象牙も作れどもそんもあら

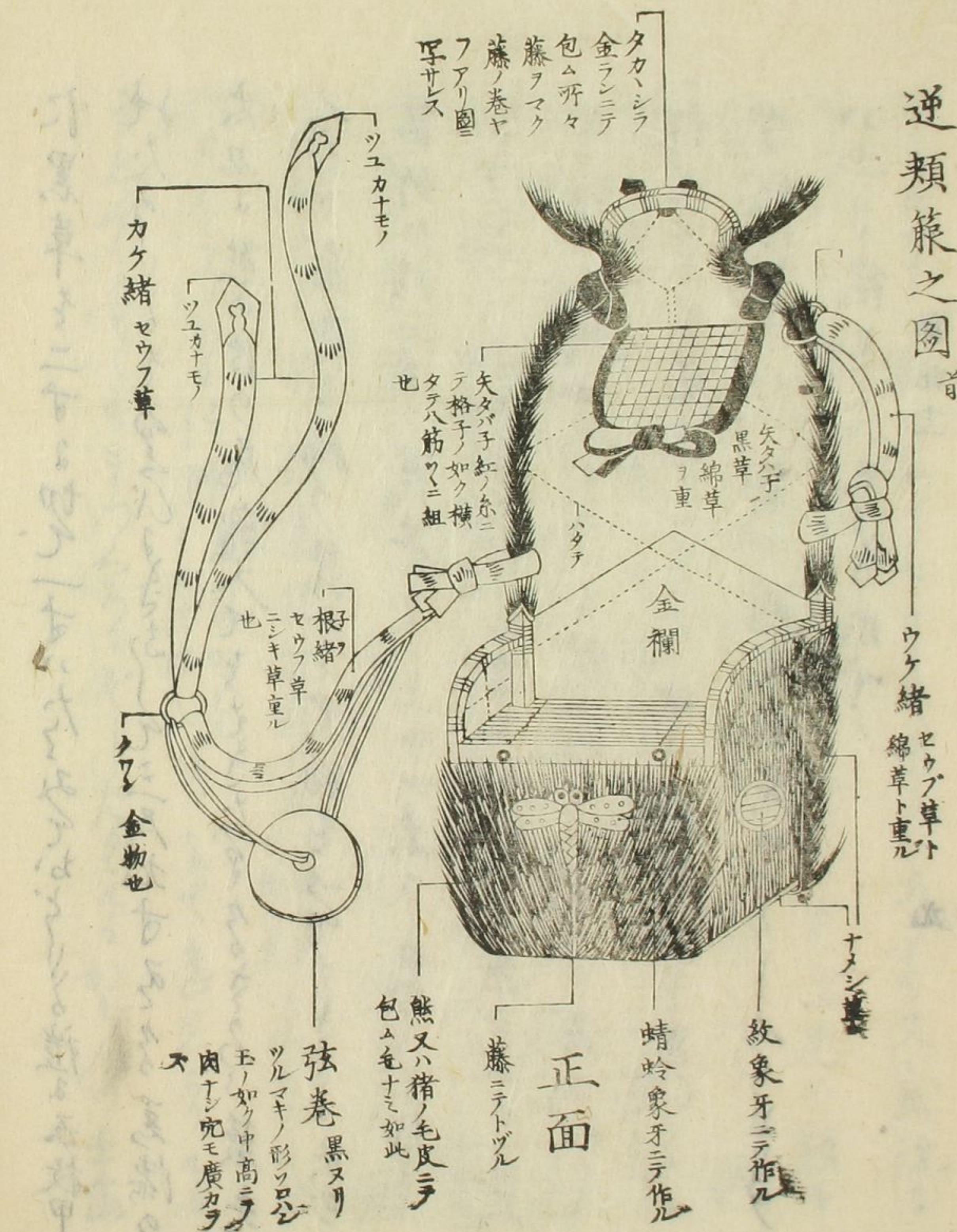
ノ虫の類ひありくふあくちをもみ虫あれハ用ひま
軍陣ニハアシ(アシ)テモリテモキテアシ達の後ニアシ
キテキナリモ同ニ言之あけまき結モソシガシモヒトモ
云ソルカラシの形ニ似テ結ヒシ是モ何ヘモシム
の戒ニ服の左衣の腰ヨハ象牙ミテ紋ヲ作リて作れ
ナリ諸ニナ總の根緒ハ平介ヨリ革モ用ル免革モ用ル
孤ハ志ヤク草ニ弦奏キツアキ付ル矣トモシハ總緒
ミテ格子を作ル矣トモ五色の糸モシテシア
何ニメハナセシのめニテスル、繪圖モ大方モシテ
ナヒテ服モナリツム名ナリトナヒテ逆トハ毛のヤラサ内

アシモ云毛の皮サニモ角モ立ヒ毛ハアシモ^{ヤシダシ}モ
順トナリモリ上ニシハ逆ニ頬トハ服の頬ニ頬トハ兩
の耳モシ人ノ部モリ正面ハ^{ツラ}頬ニ兩の耳モハ^{ツラ}頬ト
云類ハカラシのるニ俗の詞モアシハツルトシハナリ
ナシモ^{ツラ}は服正面の皮の毛立アシワレテモモジアシ
左右の耳モシハ左右の耳モ皮の毛ハ立アシワレムヒ
正面左右モ毛立アシワレタシモ^{ツラ}一說モ箭
の面ヨツツの皮モ用ひ有アシワレトシモ^{ツラ}一說モ漢
正面モ用ひハ類の皮モアシワレ^{ツラ}頭の皮ニ頭と頬とハ
達ニナシモハ前モシカニモアシワレトシモ^{ツラ}の

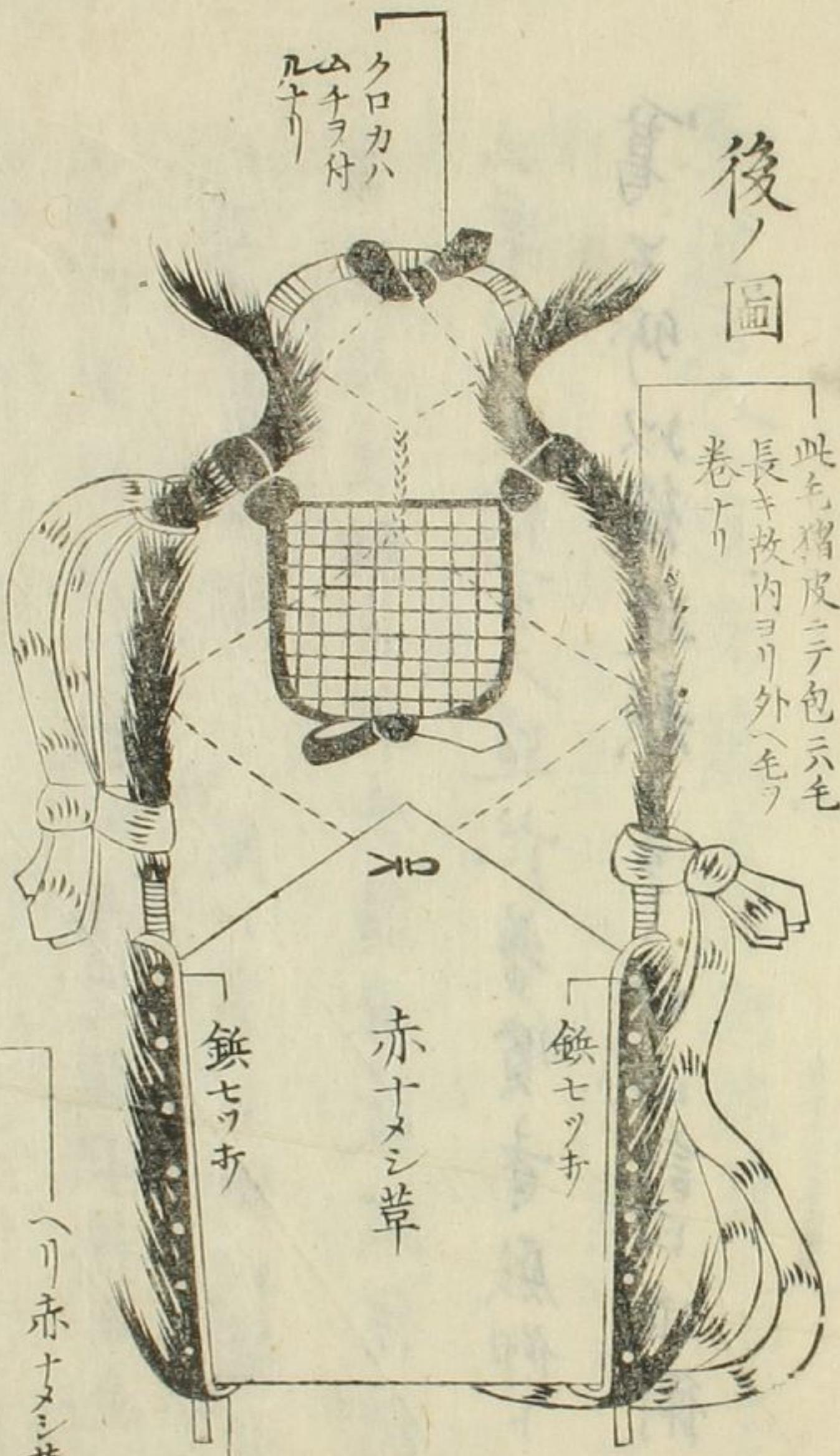
に黒革を二寸切て一寸八分みとおどりの禮は五枚甲
地たぬきの毛をあわびまさか三尺九寸三尺毛簾の
太刀は鶴の皮の扇鞘入てともまたもくらさりわく簾矢
くもうぬちよめり管子は黒羽を以てももくらさり矢の
笛竹の丸あるくは昆蟲より上半四束よもぐくと切る
をつゝやくまよそとかくらさりむかひもく余色のう九尺
斗折り身長四人ぢくを杖すつきととくおのく
何もよもゑははれまよひとう中よ逆類筋を用ひ
古代のゆきうね服の圓大方左のことをくもくも
小さき絹馬よハあくとわす

逆類篋之圖

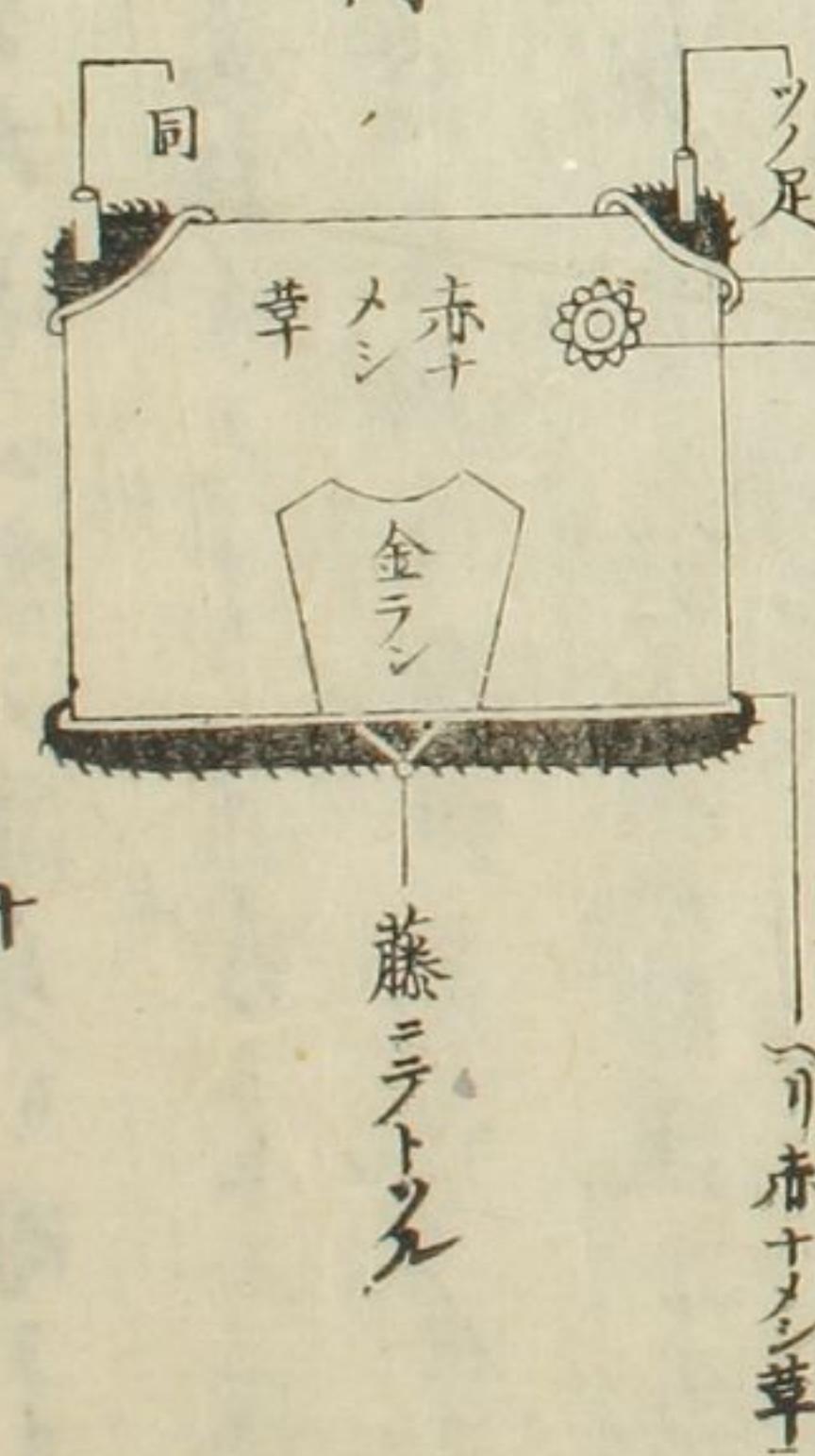
前



後人圖



別ニ卫ヒラノ上帶
長サ一丈八尺三寸
色深紅組糸付ケ
様末ニアリ



雜記土

葛よツラヌ
ニテクミクルモヒラ
也

般ノ字ヤナ
クイトコム事
本也卫ヒテヨ
ムハ中古以米
ノ事也

通類服は武士の用よりあらず公家小隨身の用より
後照院殿の閑白冬 崇光寺抄より 其書云小隨身
ノ胡絰錄ノ事仰ニ云如小隨身用達類辟事次可用葛
次之仍弘安十年朝覲行幸之時三位中將隨身因之
隨身等カ云余家者用葛執柄家ハ自ニ小隨身時用達類
之由信輒卿注之猶可ハ爲達類次ニ見信輒卿記ニ
六條並骨背寺殿ニ上人間ハ葛公服以後達類也但少將辟
賀被用達類是殿御隨身服被傳波申也教經御
云栗田口大納言入道祀善賢寺殿仰トテ殿上人經用
葛ヲ御以後達類トニ中山記曰近衛殿少將辟賀

ナマノサカツラニ
井ノサカツラ也

事被五人隨身服者諸衛然服也而家例用猪皮是
物筋ト云ハ押
コリノ如蒲柳ト
云モノニテ組ミ
タルモノナルヘシ
攝錄人上下崩隨身共用猪皮取渡件之軀也
隨兵日記えひ
貞丈云は照念院の裏末抄逆顔トあり頬の字を誤
ヘヌハ六矢モト
六矢も兩下志
ひのきハるの
志のきく筋
用うるるれあ
ヘ職人乞歌合の弦筋はくの詞書
よきくほらのあき御よ柳ちひよすれとあり毛又古
やく下御秋
キ十六矢の附ハ
多弓の筋
ヘ弓
下鎌倉年中行事ヨリ方様坐向より
中門へ出で太刀をもき又矢を負ヘ
沙矢切着也筋逆類ト又馬具すに引よ云大將軍
ももくハさう
ありてもちき
まうの方も
ますます

コテ
一 小毛ハ大追物の時もさすがにされ、大対小毛と云ふ笠
スイヌイコテ
魚小毛庵ぬるめ小毛あくまうれいあかとしをぬきのいたとき
をこけて村えり笠頭ハナシハうその被ふひしと重いのを被
くすり筆懸ハサクやぬきり筆毛ハタマをさするあ

テブノロ
一 ゆづけをも禁じゆめの時々かさぐるを
弓馬故実より元をもりてかきよひも諱念可代
一 素色の禮と云ふ 將軍豊光昭
記す
素色の禮と云ふ 草稿

鎧のをと毛ふくあり、毛も色くの毛あ、あやまつあ
かとく色のる、ひまへ軍用紀よあすむこのみよハ墨之
一背の毛付け方す、まよ云庵のまよの前まく、皆のつ、
とも草毛とて、男入道まく、来いつれもくすりがち
す村の墨豆松傳よ云、昔ハまれのすよ、とす草の背
をもとのぞう、とくこもく、とくたてあけの、とく筒のあ
と回し草毛とす、もくとくたをあけ、とく足らびより上へ
かくす而もつて、とく足をもくの、とくの、とくの、と
ソス背の毛と、馬上皆も云、後因狭ね
あさし皆の毛、謂えの御よ、あるうき名

一 行勝のすハ裝束の數もあつたう 行勝ラムナハ
一 胄を一列とツ軍物數も數もあつま
カタ

一 左手も右もすやすやすゆけを一具やつハ云へま
ゆづけ一具と云へト 弓馬槍砲はあり又カラムニリと
云ヘト弓の手もうなさずハ的めやづけとまつまうめ
ハ弓よさすと勝射は用と馬よりもみてまくうちまく
射の弓ハ左も右もめくら是は馬上もひま綱
どうもあみよさすと射めうりをもくやつりもくと射
おーきりと名はて左も右もせんそと射めくらはまく
一 弓矢を始め兵具のおまへて軍陣の作法ある佛法乃

従多々其事といふて今財よりも佛法甚きんあつて
よりて信作家アツモニエモアシハ出家より外は
アリ依ミ武家も出家を厭忌と教えテ治家文を書ひ
武具の由来を外哲のるも皆出家の指あをうけ
有併法の況多き之根本ハ併法よりかくももるもハ
あれとも出家の指あをうけし故ゆも併法
ちこまくアツモ出家をえうりうもを説傳りくと
ヒ府ハあはくき坊多き併法もあくまへる在と府の
出家共のりゆとハ信作家も人まか
一 鎧を弓鉄砲をたりする族炮もぬけぬ禮も

タメスト云字ハ
試ノ字ヲ用ル也
此字ヲコロミル
トモヨム也鑑ナ
トヲタメスト云
ハ此字ヲ用シ
様ノ字ヲモタク
シトヨメ圧鑑ナ
トヲタメスト云
ニ用ルハ非也

勇者を、ぬるくうてぬけぬ禮ハ、決砲とぬけ、
弓の勢ハ、決砲よりも勝くして、もづきぬるゝ。決砲の勢
は、よりも、まことに、やありてぬるゝも、やめり、勢力も、づ
きる勢力との、さう別よどりて、決をねまかすに違あり
ずとも、決砲ともぬけぬが、まちる小ハ甚あくせられ、
用ひぬく、あくすれ、いもおゆくありて、立ぐ、かく
理を修りよ、麻キヅをうけぬ用ひをうするハ、臆病アヒなり
きももと、達ハからく、ともも、きのほ、きわざも、ハ
勇者のまき辛く、ある人やうりき

太平記入解捨

太平記二ノ解捨
タル般竹尾籠ウツボ
篭を揆抱ハク
集て矢埠をき
して射アリル
トありられ能
ヒ死翁別有
澄様也

ノアの歴名と云ふ。之は一統あるやまくゐるの尻筆を
肩ふとけ又神代より子第五百筆の鞭の玄孫あり
ヒラヤナギ
今ハ平胡縄ともけ又毛多絆はも鞭ハ矢をひき多毫
也ト何又義達云はる内義式は毛の行旅を記して流傳
のちよ尻筆を肩ふとて毛の胡縄を肩ふれ又
ヤナクイ
故筆をさて尻筆といふ事ある。而彼毛の胡縄を肩ふれ考
えよ。ハ尻筆とて名をよつてしまひて鞞鞞モサフ 胡縄の
くひの意
おもづて矢をひきもの歴名を多筆ともいひてゐる
別よ矢毛と云ふもありと無のあこの用意のこと一毛。今ハ

今比世の矢箋之圖

之形ナシくアミノ無

アミキ



此を腰にさし
以外多ニ用

一尾箋(シユ)又矢箋

の事あるにまこと矢箋(シユ)と云ふ事ある

並て云ハヌ(ニキ)の事あるも此を矢箋ハ因物の事ある

アミ名の如いひとヌ(ニキ)箋とあるとの因物ある

別(シテ)太平記彦良訓は素(シテ)箋と尾箋別(シテ)たり古へ

属(シテ)箋(シテ)おとすも云ぬとハ別あると(シテ)左書

ちの世(シテ)あてすも云(シテ)あと(シテ)絃(シテ)一ツ(シテ)す皆(シテ)うが

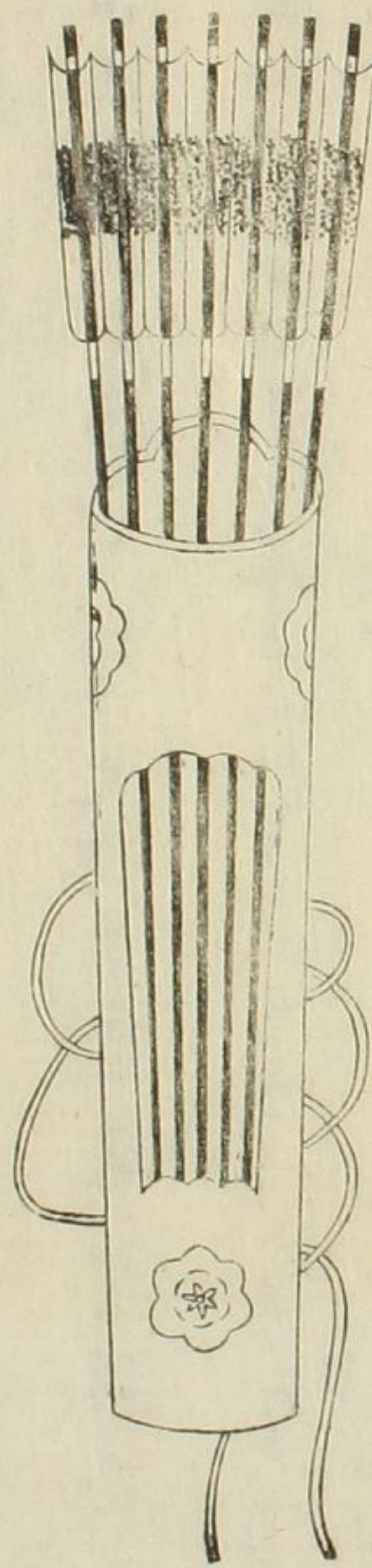
け箋又ハつわやふくの直(シテ)神(シテ)のみくらるて

之を尾箋(シテ)矢箋あると書き同ひ是れも是ハ假字

モト美ハ矢箋(シテ)と書く上古ノ器の一名(シテ)とあつ

○壺胡錄之圖

裝束圖式(シテ)もを以先大輔入之
公家(シテ)を陽肩(シテ)の日され直す



太平記二藤房

逸世(シテ)系二海

人面(シテ)明舟タ

ル至胡錄(シテ)般

フ負トアリ

東謐米十二番

長恭兼平貞

狩胡錄曳

一箇(シテ)の字をいづハ角あく角(シテ)よきうり腰頸う和名抄了
そくう名ひとよしハ後の世の事(シテ)をあくと云ひ形(シテ)
遠ひ(シテ)大形似(シテ)也但ほ不(シテ)あくハ別(シテ)
平(シテ)あくハ名ひう竹(シテ)壺胡錄平胡錄(シテ)あく用(シテ)
狩胡錄曳(シテ)

光大曰多ひは蚕
薄也かのことをも
生もと作らしむ
巣く葉木をつるせ
薄もとて繭をひ
ちひ付くもとひ又
毛をそむけ者
毛の形はあり
らすとくやうが
毛ひきあらると
名すとくやうが
候てかのやうが
毛りう六脚題
糸麻つまつこ
やの毛ひの数が
ほとあさきある
その桑不右武
考證の況きよ
てふとます

くもと云ゆのハ狩の時用ひぬて廉もひし将もひと
え物く者ハ取あくひ、いへりを少形の邊る也
とひ附くる城へ形ちか遠れども一実ハ同一也
あはハをふくとも云へ

一 般の字を上古ハやかくあくよくする者よ記きて
昔ハ志ひくもやくよよいひ太平記は人の面の相付
する事於羅の志ひくとほり又源平盛衰記は梶原ハサキ
うれしむりうえをやくひきとやううむゑひ
そそやうにやかく威一々くもくも何をやく
りひて又志ひくといへ

一 般よやうだして云ふてあつ降立と書く(降立きき)と云ふて是ハ筆の根
をもすおの筆の根あるふくと云ふ筆家あはるは光明ハ志ひくの
やうだとより小観音残れぬてとも又志ひくのやうだと
あくべき周をどうとて修りタリと云(小観音残れぬては
ひき出修りて般ハ白代のもの)

一 般の字のすかの字をふぐて字射ハ小的の輪のすもがま
もとつぶは的のうへるよ拂る帶の筆の筆のねあもと
大的の筆の筆のねあもとけの小的的輪的筆(トガラシトガハ大的
的皮をもとと筆皮もと云)輪ト云(通加)一
やうづけのやひをつゝ庵(うもと云ハきのからうたす別の
一筆もほづみと云ふて同の色のともかとそつゝそひ

をバつまへあらぬあくやびきがのを革レはくをや武シテ
と心得る人ヒトもあらずること革レの革レとがのを
のびきつまきせ射スルを奥アシ松マツはるえ元ハラう)

一 般ムラは般ムラさす軍中記は云般ムラをわとひヤシムラアツアツ
般ムラさばおよりの方カタよもめよヤシムラ云々さくらの般ムラむち
をさすゆく身寄シキとの身カラは付タマく般ムラのうこうの身カラ

一 うほのちよ般ムラさす車カミ弓馬イフ車カミ馬イフとすくう車カミ
の上アツ矢ヤ附タマさすシレドウきす數スルハ二二一ツモさむへ一ツ但タク箭イハ
ハハヤハタタもモうウ是シを今ハタタもモうウはハタタもモうウを

般ムラを身寄シキよやくと身カラを身カラにさすへ一ツうほの
車カミ車カミを身カラよさすへ一ツの身カラと身カラ又アリの
財カミいもやかくや一ツの財カミいもやかくすへ一ツ又アリを
さすへ一ツ般ムラさす財カミいもやかく般ムラさうつやの上アツ車カミ車カミ
内ナカニよきよシテ、一ツ但タク累タク體タクよシテ身カラへきカシうシうシ
上アツよきよシテとハうシ不ハ身カラつけと身カラ身カラむちムチハ
車カミよきよシテとハうシ不ハ身カラつけと身カラ身カラむちムチハ

一 通ムラ類ムラ般ムラの身カラ般ムラを身カラの財カミいもやかく般ムラを
花ハナの肩カミのうより前マサニ花ハナそれマサニ本ハナの財カミいもやかく般ムラを
絃ツヅよ通ムラとハ花ハナの財カミいもやかくハナうけ弦ツヅ筋ツヅ本ハナあり一ツ

弓馬故実ニ張ハカの
きやを弦巻ヨリ族
ニ賣フ所ノ時ハ
シケ筋を虎の肩上
シテテシケ筋ハ
通一筋ハ張巻
虎の服下アリて力
ヲさや弦巻の事
アリ

一 弦巻ハ弦を巻キモアニ今も主にちとづくアリ
一 弦巻ハ弦を巻キモアニ今も主にちとづくアリ
一 弦袋ト云ハ張巻の事古ハ弦袋ト云ヒト古ハ袋
作リサミシ古ハ袋も作リシシテシテシテシテシテ
草の木ナシモ作リシ今ハ弦巻ハ主にちとづくアリ
ナリシテシテシテシテシテシテシテシテシテシテシテ
一 弦袋ト云ハ張巻の事古ハ弦袋ト云ヒト古ハ袋
テアキナキモ袋と名づくアリシテ袋ハ紫檀モ作リ

一 弦袋ト云ハ張巻の事古ハ弦袋ト云ヒト古ハ袋
作リサミシ古ハ袋も作リシシテシテシテシテシテ
草の木ナシモ作リシ今ハ弦巻ハ主にちとづくアリ
ナリシテシテシテシテシテシテシテシテシテシテシテ
一 弦袋ト云ハ張巻の事古ハ弦袋ト云ヒト古ハ袋
テアキナキモ袋と名づくアリシテ袋ハ紫檀モ作リ

公幕ニ用アル、魚
皮ト云、モ箱ノ上
ヲ鮫皮ニテハリタル
モノ也、其上ニ金銀ノ
魚ヲ作り付ル、腰
二付ル飾り也
家作ニ戸ヲ入テ置
所ヲ袋ト云也棚
ニ襖障子ヲ立テ置
ヲ袋棚ト云袋ト云
ハ物ヲ入ル懸名也又
鷺ノ餌袋モ縫免
袋三昧ス龍也
うづくもアラヌ
あつこれハアラヌ
まづくのうづく
るは袋、これをハ
う不の筋袋ヒ
タマ

幕あれとも尺袋ト云類聚新用抄ニ記スリ(清閑寺藏
西の書)
近代よりて弦袋ト云ハ張巻の事也、御やう令ハ弦袋
とづく物を残わざと縫ハ作リて用ひハ漆シタカツ弦袋
サムロ半原家あほ太平記等ニ記ス
幕の乳數ハ二十八也、先ニ二十八宿ノ事也、或況之陣
多面ハ牛宿と云墨ハ天の丑寅の方ヲ仰モ鬼門了
ある事アリ、前毛を降ル、と云、貞丈云牛宿を降ル
と云ハ近代の説也、用ヘシヒ古法ハ牛宿を降ル事
事森のうちの本數を外のゆゑモ廿八宿も云ふ事あり

あれども牛宿を除く半ひより幕よかうて牛宿
を除くよりあれあらす

一 うほのかどのゆこの内は革と袋を作りとす
けちきは袋とくは袋よ駒ゆきわれ、又人
牛車をもんとすてて馬がまつる袋、うつあうと
旗以三浦介義澄
爲御上、事遷舊
別當坊於高寺古箇
日可令加持支御
云々

一 旗幕扇圓扇を作り梵字又ハ併名を書き山家
スカ接モセ用る事中古以来の風俗也リは併モ
用れハ主邊奥を貴くす、さてうき天子の人間つき
人ハアマニて愚人ハア、愚人ハ併を作りと
大將併を用されば愚人の心よかまじだ心よかまざれ

もも心出来ふと併法を用るハ愚人をつる為の
方ほく堅き大將ハ併をううひて謀りたすけとす
愚ある大將も併もつまれて併をもとあくと併を
ほもと併もとあくと併もとあくと併を

一 尾範とすとお古ハ無く前ももと後ももとあつ
義經記すもこの矢
ちでトアリ是ヲ以テ
按ルニ古ノ志ニモ今ノ
志ニ員タ生似タル方
篋ハ矢若ダカニヲキ
シト古記アリ今番
ノ志ニ員ハ矢若
下リニ丸也然レトモ
今ノ志ニノ事ニア
オサルシ

追考

尾龍ハ今世のまこと
と別あり矢壷ト
書て塗胡簾のコ
ト也此考別二冊
ありス

すあり毛ホモ筋と尾範ニホモ身毛アリ尾範ハ高麗
ヨハタルシモ度利ヨハ見あり遼奈可代の毛もアリ
元弘達武以東のヒヨリ尾範と云ねキ用ヒテ物
アリヘモモカモ今世モアヒ尾範と同ヘあれヒテ
おやつうちヒの製作モコモアリツモ古あもス
アリ高砂ノ筋也たゞ手の革モアリカクモアリ
ムモリの簪モアリ是ハ組織モテ矢をアヒテ矢をアリ
同組織モ矢たも手をもス太平記モ矢たも手といヒ
モテ高砂ケトアリモナリスコレ筋モ矢モ矢たも手モス

補古代の繪師のかくら武者の肩ヘモ筋の緒と一同ヨ形
也筋のつるモ矢たゞ手の革モアリカクモテ矢く
モリの簪モス作リハ矢がミモツフカガモ代フモ中
古以來作リハナリ也高忠の繪詞記の緒矢のヤハナリ
圖を以て考れハ京都將軍のヒハモモ矢くモリの簪傳
一筋のつるモ矢たゞ手の革モアリカクモリのカクモ
作リハ根モモリの簪モ作リハ筋モハ組織モ別
矢からモ矢たゞ手モアリモ不取ニテ筋の筋モ組織モ
テ矢獨矢たゞ手モアリハ見ハ見リアセモ矢ハぬモ
出さどメモ組織モモ矢たゞ手モアリモ矢ハ

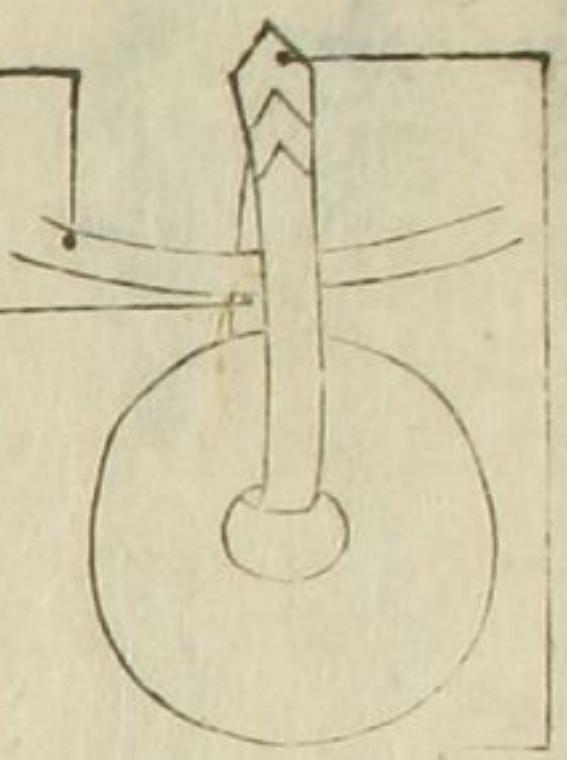
けぬの革もかくとも根もまつもあきと筋スルと云ふ
いはせりハシマツの筋スルと云ふもまつものあ
一或は古ハラハラと云ふよりえをもつたを後ハタクて穂スを作りて
かけしをうがと云ふと真丈マサヒは挽ハラフて云わむ
みはええに古のうがいが浦マツカハラハラのうがいを
昔の人はちこびとのうがいのめ作りあらゆ多賀
高志タカシやまさんをうつと云わるといえんす

一禮を着るキキをうなぐと云何古よりを保元ハラハラの武者
所定以下甲冑アキラハをうちの弓矢を帶マサニと仰アゲり又曰考
こあやけ。男ありひ甲冑アキラハと云ふ。兵主ヒンシ平階ハラハラ也

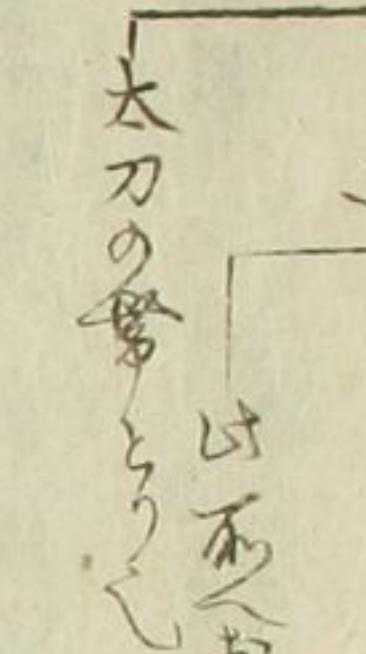
よ云甲冑アキラハの弓箭キムツを帶マサニする者もあくまづふと
曾我物語ハシマツノモノガタリの後陣ハシマツノモロコのどの武士ハウチウチをうちひ
矢ヤを帶マサニ隨無上トよつびひと

一太刀タケハ強タケ袋タケのタケ付タケよハ革タケを細タケ裁タケて強タケ袋タケ通タケ
コアキタケのものもあく本刀タケの帯タケとタケをあすと太刀タケを
強タケ袋タケハ太刀タケのあくすタケの者タケふねタケとタケ真昌記マサヒメモつる巻
の革タケのひろきをうねタケてからいれタケてつけ角タケかまき
きまきがうすきれタケのときタケあく金タケハ龜甲タケと威タケを說言
セ太子タケすんごの延生タケの時タケはタケのせタケ太刀タケをあす
せりとタケれ不說言タケ也

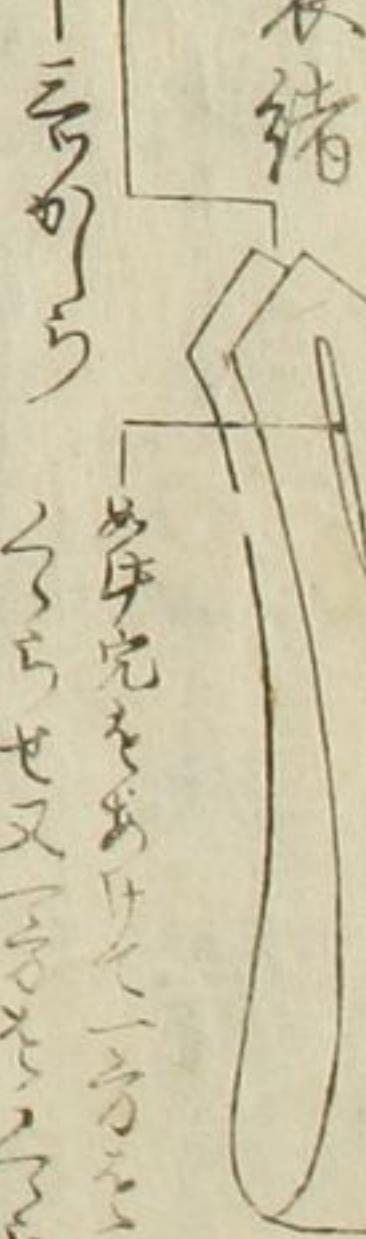
○ 弦袋并弦袋の緒之圖



はあかり入れをもるから入るふ室をあけあの方を
たうひよくうきとくめうのもう革のこどりぬまが
あの方のさきすまを合ふをあの方へひげへ龜甲の所ゆく
あゆみゆきの木
かゆきを冬も遙
らゆき



太刀の緒



小刀の緒

緒の板をもる
と云ふ毫革
とぞうゆをも
あゆみゆきの木
かゆきを冬も遙
らゆき

一 古ハ合戰よりばくろも 鎧炮テラボウ
捕櫻タヌキケヤキ あくを用て矢遙トオするか一後より被炮者集て捕
けやきあくらへ お遠きも櫻エの木ハ後炮ヒとも歩遙トオ
あくらへ試コロる人のわくらへ

一 軍法と云軍兵の人数の組合より旗貝鐘太鼓木の合

署の定めて軍中の法度法式の定法をもる
一 軍御と云ふ敵をもつ不すきをもとを構けある
一 兵法と云ふ軍法の事、劔術の事、無法と云ふあらう
也 以上三ヶ条武具の事にてあられど
也 竹のつりそよがくらへ
一 くび桶ウニコロハ己ナシねく 首を切て入る處ホカイ又 行範ヨリカイも首を
入る之行範ヨリカイは首入るより保元ホウモンゆく見えてくら
一 神の後ウニコロはあげよをひも入けて神のみ呑ウニの御ミコトをひげ
内ウチの時あむと云 天皇の御ミコトをひげ
雄略天皇丙辰豆齊ヨウロクエンノミツノマツシ事アシタのあひを喰ヒるにあきつむおひ
教タチてあひを喰ヒる天アメニ皇アメニあをすと聲ヒガシ

古事記日本紀

ムヨリノアキ
ツ虫ノアリ
ミクル腕モテ
カ此モニモ
信義シテハ敵
別敵征伐大功あ
リ元トアレハ益
ス元トアレハ恩
ムアリ武勇ハ悪
スミテテ御敵
を征伐する者免
ハチ右古事記日
本紀の本久ハ是
タ代也、暗ニ

しまへめの為用モ旗竿もえだも結テ筋も
しもくに腕モテアケキノモ
神の徳をものこの徳とアケキノモ
あるがんがハ久の上半身ひて尾もて水をつむね
ありかくもれうけよあけまするハ古ハサミ
モラウカハ明昧が故の射作シ不用シ

一袋威ハ大的の布披おき十九と云芻々と作多々用記
見えて十九の布の下小被れの新記意と云考(モラウカ)

一筋の上席の下二袋一統布衣記武田信豊筋の圖
あくまもたえゝう筋は矢をゆきと肩の所ハ上かづさ
まつてえびすうりくらゆくねく作ミ上席をあれバ
筋あくまも上席ハ先サ生支の組筋を下せば

筋のつづくもあらじるの方を卒す松出ては筋の左の
つけよふ筋よひよびつけと上方のつづくもを筆モ
第よ筋のすと多徳をううう腰よ四とそろそろもく
回て五す斗のこもとハ左の腰照(ヒト上)とそろそろ四
さく筋を下モテ左モテ入て右筋もかどもよ徳て筋
あすきいのもあくまくらせとニッサヨモカクシ和上等
きアリお時筋の筋を左方ハ一尺斗程くじと筋よ筋す
左家(トキ)の筋身ハ白布を細く重みを上席よきる事も少く
布衣代よ見えやう(トキ)上革ハ多びの徳の多くハ必ず多ひの筋
一軍筋を作りよ(トキ)もくともハ筋もく左上席を用ひ
トキ

道記軍器
軍神を勧請
もと云々も
上ちよハあ後
のそつも甚
き神ニモ也

系幕旗の軍事ハ身の職もあれどもそれハスのみに情
き心も月も夜も雨も残よひたゞき御て利刃をゆくへ
ばいより名歎り神々あるあしと唐の荆川キレモノも
しも武徳といふ事もえりう又軍装は軍神を勧
請もる月の穢をあらひと云々

一細うねと云ハ騎馬うねの事と珍馬うねとは

あらうねの事と

一こうがさやハ鷲馬うねの事と珍馬うねがさ
やすまうねとすくは傳ゆ傳承後之記もあり
つねのうねハぬうねの事と珍馬うねと云々

毛ぬけ

一張袋足名張ぞ今ハまよ江州水口細ニ葛マラを縫シテるを用ひ
古ハ革アガと作リしを爲兵衛尉ハ赤皮アカヒ左右房ツカニの尉スナギ
藍アネほのつ袋タケを用ひゆ源平盛衰記ヨシヒラ又そろいため
はすて右比アマを作リ赤皮藍アカヒアネを縫シテ色むヘー

一たうこ手筋アマと云フ竹尾タカシコ即竹箭タカシマ太タカ筆シロ也
又一說よ鷲タカ尾シコ之鷲タカの羽アマをさへシテる
麻範アマハタをシテ竹射タカシマ即竹箭タカシマ大タカ筆シロ也
脣アマ鷲タカ可セ也シ又今昔物語ヨリシタウモノの胡蘿フシコロ
は雁侯アマシタウひよ征矢四十斗ハシミ又源平盛衰記

光大口曾我
洋表シヨミ材
の金番ニモ失
ナシノ所見ヒ
ラモテツリキ
この行見の事も
平ぶれ候云
シテモトモ用
あうべくナシ
ソシテモトモ
シモロアキ
義教をたうや
モアタリ

石舟の故藤子是ホハビツの矢の羽又ハ乞草を以て
就るの尾毛ももさうる矢ナシトモ胡蘿蔔節、ナリモトモ
シテモテツリキ胡蘿蔔石舟の征キヤリモ胡蘿蔔ヒテ
を右のゆくいひとモ唐モ唐モ唐モ唐モ唐モ右回例アリ
アリモトモ用
シテモトモ
シモロアキ
義教をたうや
モアタリ

一
鎧モ蟹ハ冬の本番ニテ腰ヲアキナレヒモ袴ハ冬
ニテハ官戦ニテ腰ヲアキナレヒモ袴ハ冬
カニ神の錫モシテ腰ヲアキナレヒモ袴ハ冬
花轍モキナシテ腰ヲアキナレヒモ袴ハ冬
モ蟹とハ別アリ物ニアリモ生綱モモ練貰アリ

布ナシモ用ナシ舊記シテ又キムトモアキナシモ
シテ平ヘカヒヒナシモ菊記シテトモアキナシモ菊
綬ナシモナリアリモアリ源平歎襄記ニテ五の志義被院
系の時六人の武士の装束の本を記したる而ハ禮モ素モ比
の錦糸代の錦糸モ記シテ右馬允重助ノ禮モ素モ比
兼どその歩糸モ記シテ又同寒巴女園ホト向の糸モ巴
ハ旅を出け河ハ拊材^{コンラド}ホトキテの禮モ素モ比
關東の合戰モハ紫隔^{ハサキガウ}モシテ織ミ付ケルエモ素モ菊團^{キクトシシゲ}派
くヘヘヘキモ多モ見テモアモ本モ以て萬綬モモアリ
カニモモセモアリモ何モ此モ勿シ

金元の禮玉書
建武三年紀下
見テモ

待官内

光大日槐林記
云承安元四月
日晴武官陣
衣之事直垂以
蜀立為勅免餘
在閫外之權々々
於此時鎧直岳
ノ制度ヲ始テ立
テレニト見蜀紅
ノ錦ノ直齒ハ勅
色ニテサハ着ス
ル事ヲ得サルリ
餘在於閫外之權
トハ閫外トハ京都
ノ外車中ヲ指テ云
也餘トハ蜀紅錦
アラサル東京錦
倭錦ノ類ヲ云蜀
紅ニアサル錦直
岳ハ勅免及ハヤ

一 種赤糸の色のす平治わ脇待官内軍系左系の佐重盤待官内
廿三今日の軍の大將も小ば赤地錦の赤糸とひは切る
て源平盛衰記保元細後平治わ脇才をこれに大將も
ノ制度ヲ始テ立
人ハ十九九つをハ皆赤地の錦ノ外の色の錦ありも大將
あくぬ人モ錦を着するハあれども赤地錦ハスミハシル
こそ寶盛う老後の恩ひやとて宗盛ヒヨウ時赤代
の豫の赤糸をハ持てあれ赤地を毛呂すを致ひあし
一 種赤糸四つのくさと云うあり種赤糸御物の者す
あり又織田弟子すもあけりゆひのひくれの四つのくさ
をゆりと毛呂せと何フ四つのくさとの左右の神口

軍中ニテ大將軍
心マカニ諸侍三總
ス車ヲ云也右武
器考證見エタリ
槐林記後徳大
寺實定卿記也

鍵ノ柄又ハ矢
崑ナトハウキ
皮ニテモ肉ニテモ
ソレヲ以テ又クニ
置ヘシ虫クウナニ
。又グハレヌモハ
フスベタルガヨシ
フスベラレヌモハ
ヌクヒタルガヨシ

のくさと持のくさのくさを合せて四つのくさ
ノくさ緒ハノク緒と神も持のくさをも地をさす事
孫を抱入と毛呂を引かずひくをとてくさと隨兵
日記云大將坐まうひ赤糸は我家の紋をぬひあよ
鐵骨也。一組四つのかくさを入へ
一 草根也。作りする武具又ハ矢の箇あくハ土花あく入も
あけハ必虫食ふねく虫の食するかよ泥鰌ウナギを燒て
毛呂も能くかよ。一虫食くすとてす。泥鰌ウナギ
ハ虫をち。ねく虫は泥鰌ウナギをくじも。腹中の痛
の虫をち。ねく虫は泥鰌ウナギをくじも。腹中の痛
カシ
スグ

かまよ一矢萬かよのぬのひあへ)

庭訓往來下學
集埃裏ウタマ也至系
往來ト類毛
ザイ又サイハイナ
ドハ云文字無之
小笠原元長ノ
隨兵日記ニモ扇
ノヨシラヘヤウハ
有リテ團扇ト
ザイトノ事ハ無
之隨兵日記ハ文
明治八年ノ書也

一ざハ又ハいもと云ハ古ハ多シて深ハ年の残ハよう室町殿ノ
代ハ多シうとシも多シ也。古ハ深ハ年鹽裏ハ元家ハ也後條元
物語平治ハ後東鑑ハ太平記ハ等ハマをシて於ハ上古
の事ハ多シえす第九年後三年ハの後老ハわフも
ええす 甲陽軍鑑ハ源賴義ハ臣ハをシて罰ハ罪ハの
ホツス
拂ハまハかシくシて作ハれハと云ハ又ハ偽ハ又ハ信ハづ
うすハ武田信玄ハの家ハをシて作ハ始ハりカきハ
上古ハの事ハ多シえす第九年後三年ハの山舞ハ山舞ハカ

きつよ道具ハざシく多シて筆ハ筆ハの先ハ細ハ裁ハる紙ハ
細ハくやハ細ハてそシきシくシて廢ハをシては廢ハの
消ハ失ハすハ思ハひシて軍ハひシいシを作ハ成ハべハ



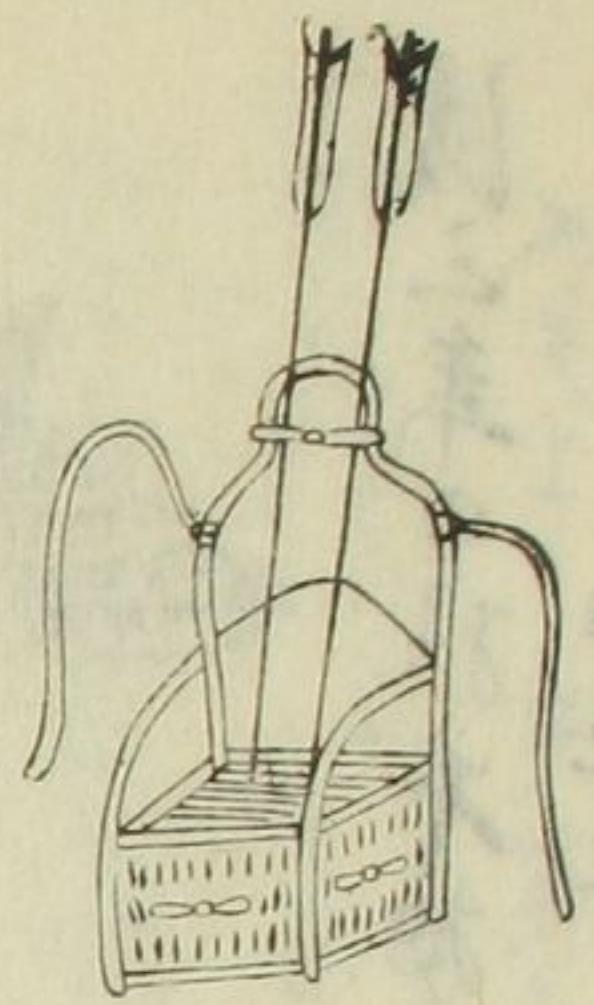
鉢付ハ糸ヲ
ワケテ布ヲ
外ヘ引出ス

十文字ニ
十九ハ

うけ張ハあきハ思ハのシくシかシとのシも
きシ部モ十シ字ミ縫ハてシびアり
ものシとシ十九シ字ミ縫ハてシびアり
鎌倉實朝ハ時代ハ画師也
毛筆ハ惟シうシをシとシ後三年ハの絵
奉ハめシくシらシとシてシう

一後三年の絵ハ多シて筆ハのシも

めはまゝ、鉢の毛をさうるの簾ある。



へまれば、服を負ふ。鉢をすり、腰を

肩をうけ、もうちて、腰うね、腰とすよ

腰の廻を引廻して、階する鉢を、まくらうそハ、弦附のあら

まくらぬへ、一弦附ある。軸の筋の筋附あら、よハ、うくまで、

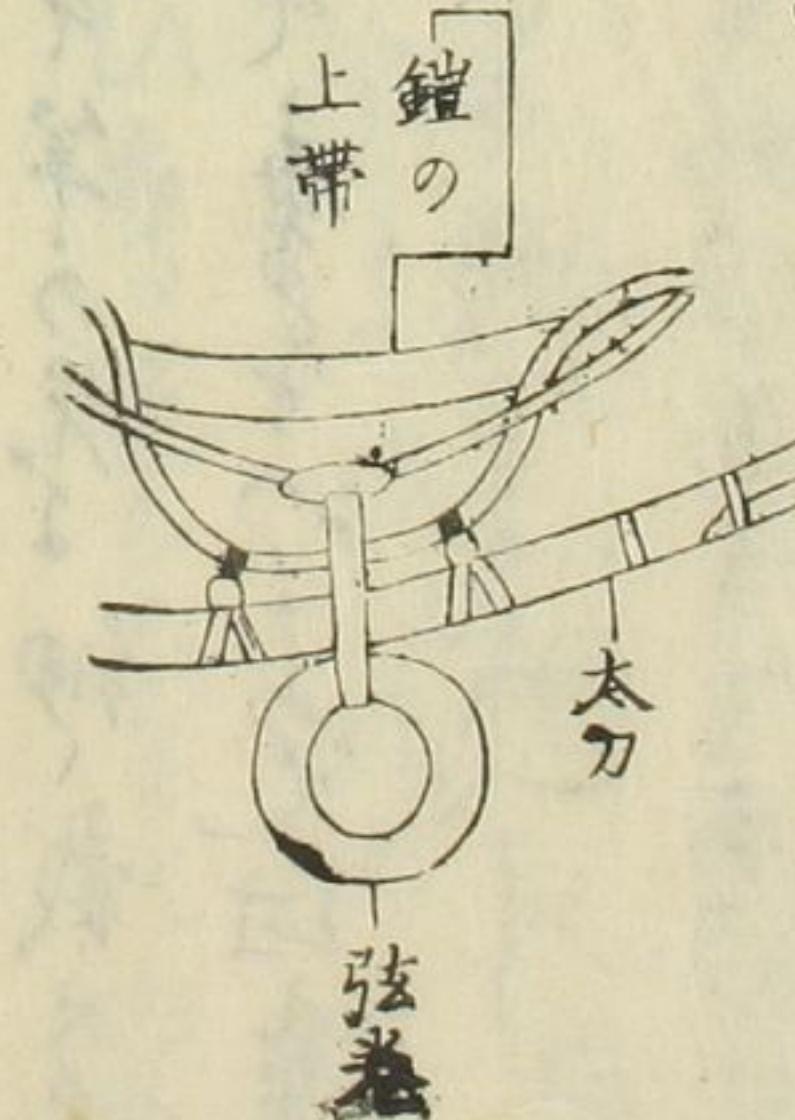
エテ、うやうのよハ、古を、出ちうと先一概、仕事ばらひ

一弦袋のす後三年、合戦の筋よ

ス、そそり、太刀の帶とくすも

つるす、股の筋もつりべ別

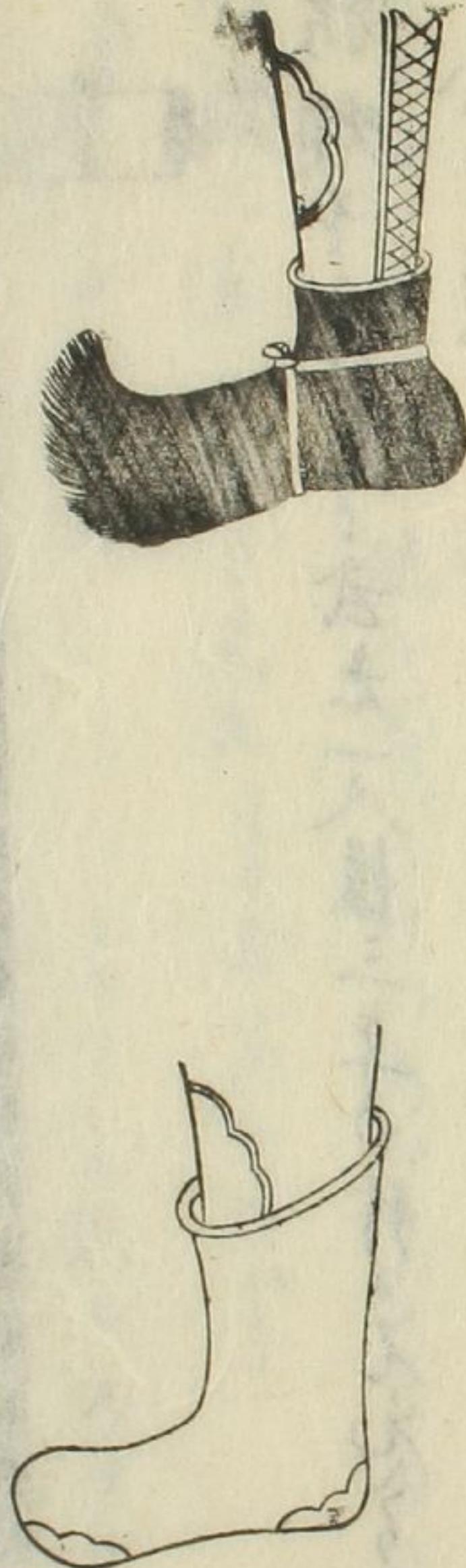
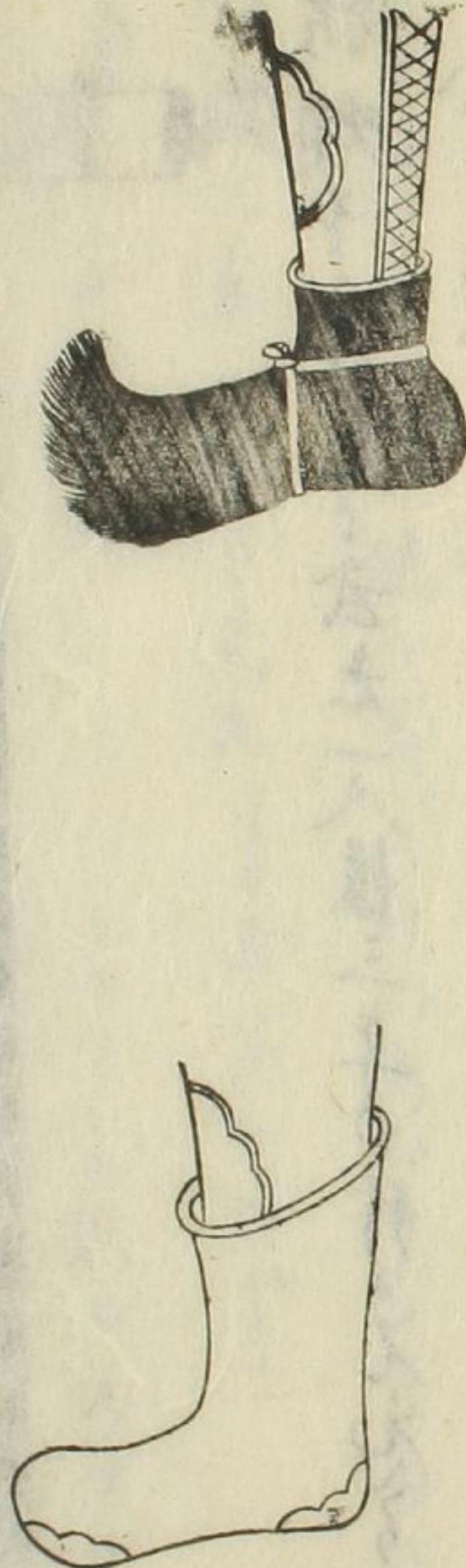
鎧の
上帶



よ、弦袋は、緒を付せおひきよ。

せに、そあと、右の筋のこと、

一後三年比、緒よ、そそり、背の湯、ニ、ふたのめしよ



一、^{ヤリ}太平記、建武二年の戦、既てそそり後三年乃

合戦の筋

三井寺合戦ノ条

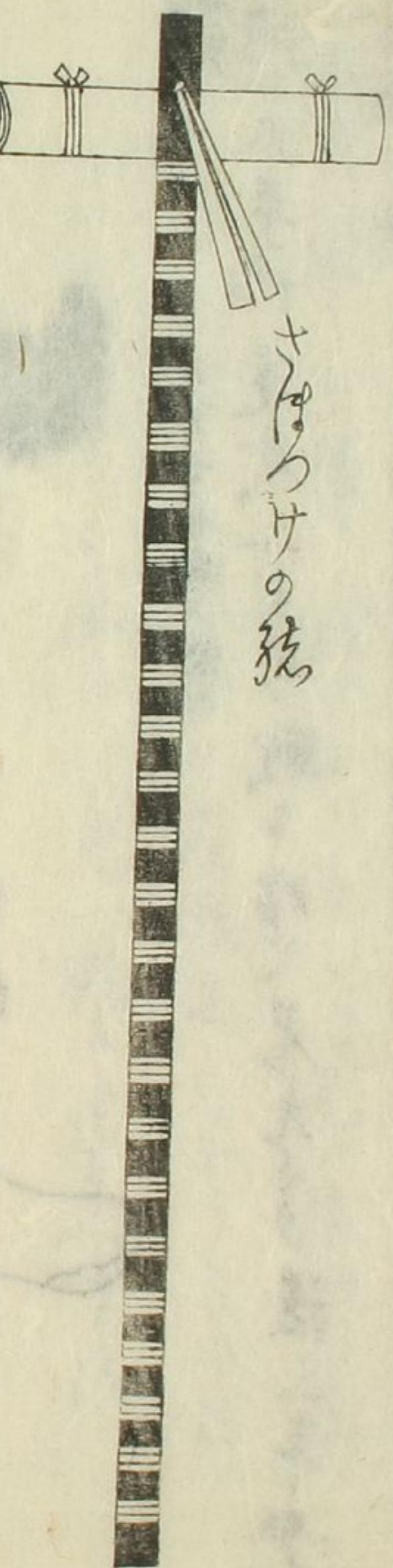
の中よ、筋あり、あく、つう、筋よ、う、筋あり、古ハ、多不、こ、
云、一、束、一、又、長、刀、も、そ、て、う、そ、の、モ、刀、よ、筋、る、る、よ、

雜記上

廿八

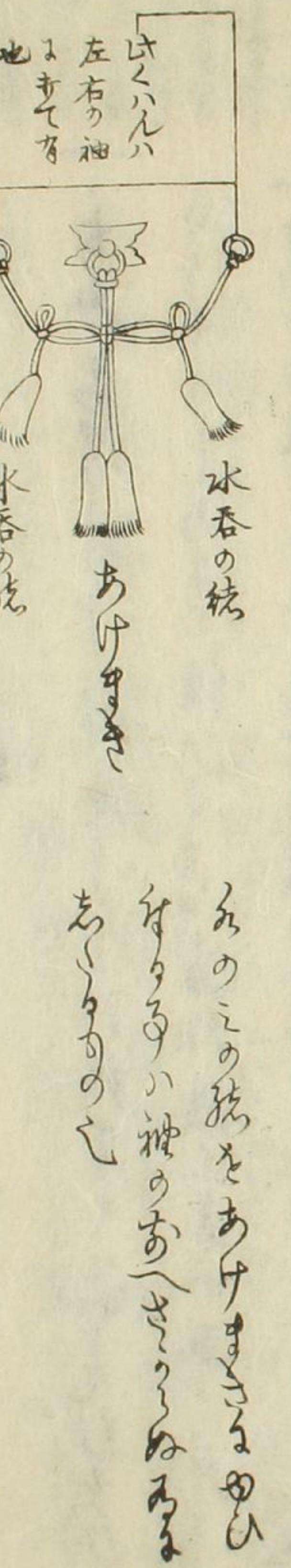
平あわ括卷上
遠矢の參よ主
もあき白もく
一あくしすひさう
て原氏の私の盈
よせきうけの旗
のそつをもそ
るをりも

一 義家朝臣の旗後三年の旗は黒に赤白くを絞之二幅
とてもとの方をすこよせず旗差の役馬すとてもとを
持也又もとを細りしる馬毛のくじ



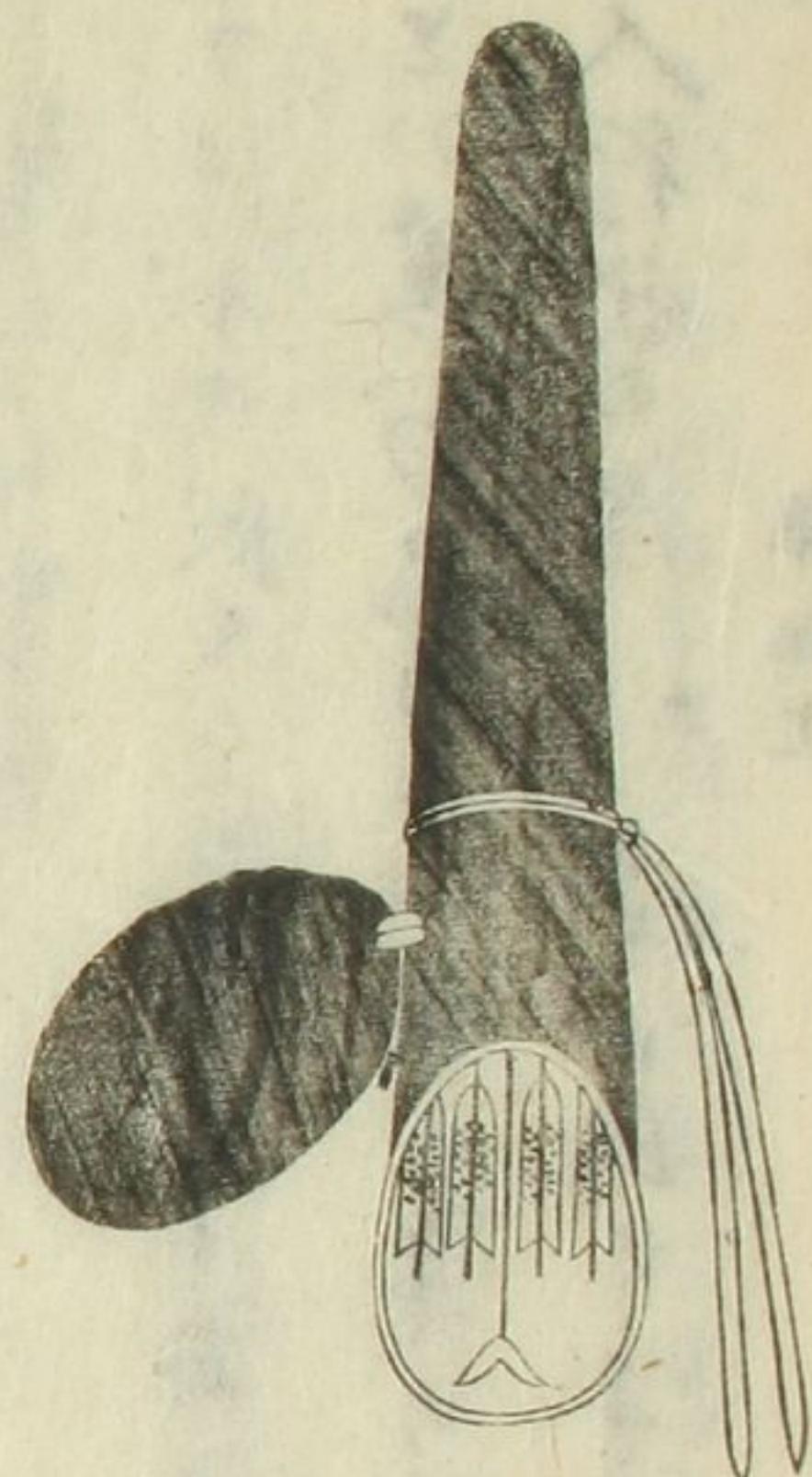
一 猪頬をうけたり武志一人後三年の條は元より猪類を古
ノハサ類とも云面類のゆゑもて鼻もあくち歎のあき
ミのあきのものと額の不ハからず類と腮とばう

一 わらゆりの本類をハツアリとすむハ逃之ハツアリハ本頭とも
す首ともすと頭よからむ也 本類をかづれハ猪の面ノゆゑ類の形
一 議の神のうちこの神をもつてのあけよまよやひつたる
神後三年の旗は尼えりある左のめ



一 うはの所もその世もありあと後三年おふ元よりも
とい其あらうから後三年の旗の馬毛のめー法船上
人行狀の繪土佐之まみれぬきをすまよさーたら神えど

上承をあす五法
見事子云室施の
中は達矢、射既合
弓矢をさへそび
羽の弓を下へあひ
達矢をさへそび
自らぬき達矢
きぬくらむ揚井



矢のさへねのうを
のこへせりたる事
ちやつてめがまきうかみ
さへも下よゆつまきを
ハタのとくさりたり

次ハ室種の中ハ
さする事室種
をりて腰は被與
さする余の度を
すまふる（）

一 矢み乞はれかくに神走したるに神走を前とむひ
シトモうへうと縫ひともあれ後三年の画よひ
一重立ち巻すまれば縫走り後ろよせくこれおそれをおへ廻

とあるとむそ（）猿牢（）縫くありと見ニキもうち若く
一 神の小毛をくくふつりひ無一ツくまよつげ（）
小毛の絆を脇の下よせゆべ（）左小毛ハ左の脇下（）右小毛ハ右の脇下（）

後三年の弦の神走（）通世の昇るハ小毛被ひくまよける
而毛は神を乞ふます（）

（）

一 軍配圓扇を以て懸引の下を走る（）九年後三年持

小笠不允長砲
兵日也モ扇の
兵日也ハ文明

（）

兵日也モ扇の
兵日也ハ文明

（）

兵日也モ扇の
兵日也ハ文明

（）

兵日也モ扇の
兵日也ハ文明

（）

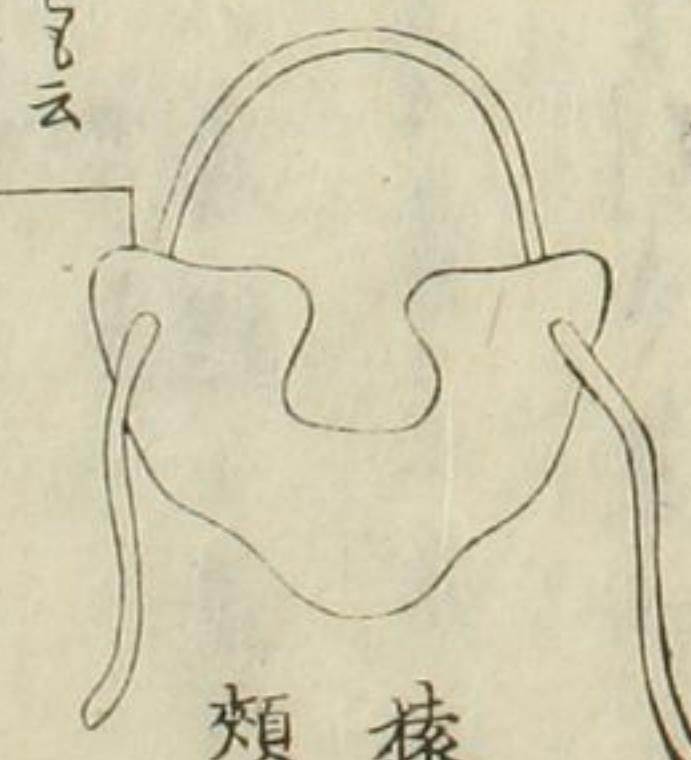
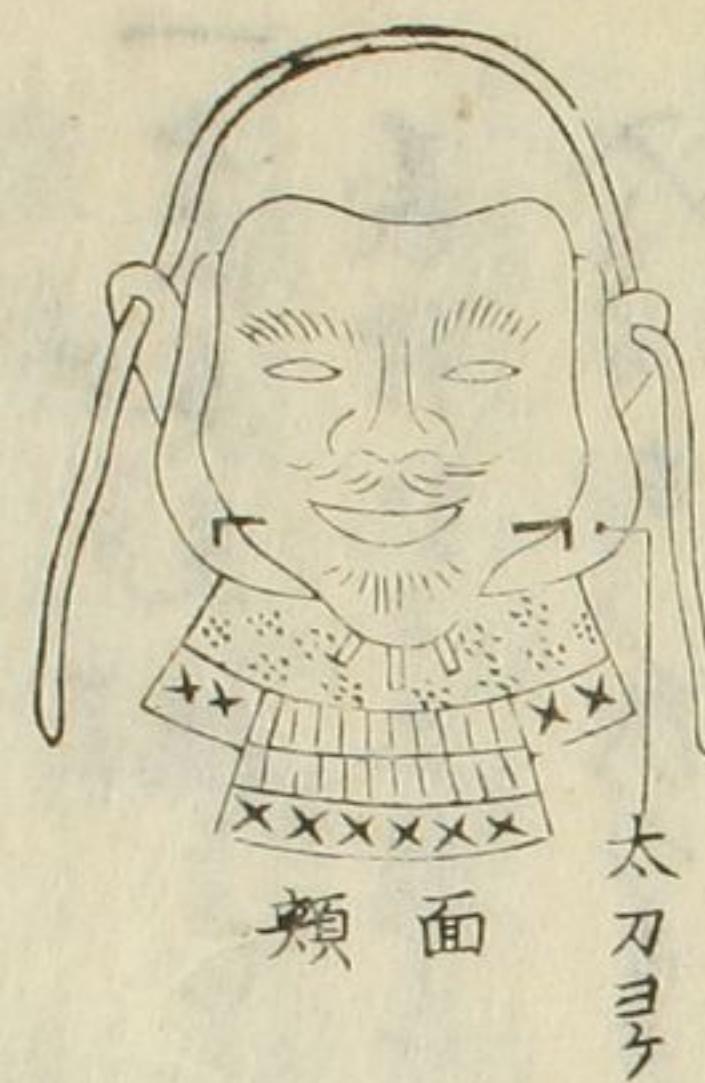
名付て猿の骨カニナシにて地紙又漆ウレぬり油絵ウレハと云ふ者

此の地紙竹骨の筋緒スジを付す者ハ紙シ也シと云ふ者

一後三年の緒スジと云ふ者 檀常タテのとく四角シラマツと細毛スミモフ一

それより上方より毛モフと毛モフだうの紋スジと書シる

一後三年の緒スジと云ふ者 幕マクラ四幅シラマツ五幅シラマツの幕マクラ一ツツえエる
何れも上の幅二幅シラマツは毛モフトの方ハ白又ハ上二幅白下二幅
毛モフトモフ二幅シラマツを書シる毛モフト幅マクラを白シてある
もあり紋スジの付タマ何れも上一幅シラマツの紋スジを書シる義家ヨシヒコの傳
法ハツ所シよハ赤アカき慢幕マシマクラ之青白シロホワあざむアザムもモの化
彼ヒありタテモクシ深シマツ奥シマツ藏シマツ也シマツ歎マゼ又毛モフ紋スジを白シ幅マクラ支シマツもあり
強ヒサシきシマツ也シマツと云シる



一銀面カナナシと品スミありモフ面シマツ類シマツハ新シキ一面シテよ通スル目シマツの下シマツの頬シマツ通スル

目シマツの下シマツより高タカシる猿モノ類シマツハ鼻シマツの下シマツより

此半類シマツヲ當シマツテ半首シマツ
カブレシマツハ面シマツ頬シマツト同シマツ也シマツ

二十爾シマツ此半類シマツノ鼻シマツ
取シマツハナシニシマツヤウニシタル
モアリシマツ鼻シマツアトシマツハ猿モノ類シマツ
三十九也シマツ

一後神カナナシの事ハツブリ又身腰シマツ出シマツ財シマツ胄シマツ不用シマツ也シマツ後神シマツもシマツ也シマツ

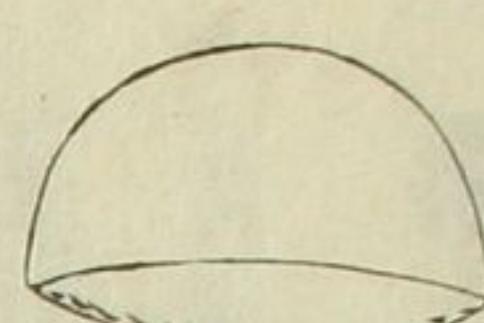
小手ス手アノニ
サリカタビハ

ラアテラ着テ鍼

鉢ヲカルテ有

身ラカルク出其

時ノイナリ



鉢

内ふうナモアラ布を
用ひ候トキ



半首

下六半類ニテモ
太刀ヨケ



半首

是レ後モ傳

用シホ首ハ頭のすみに引くるをもて不道真之口の下の
頬面をそとま首をかゝれバ面類同あよあり

一古ハ具足櫃ともあまく甲冑をハ唐櫃ヲ納フ
義經記云佐原房義經の付多ニ上り衆云禮腹卷
入るがひつをもと包みもと引き無脚のもの
をぬと云れを付テ源平盛衰記卷廿二新院義磨
還涉の事云富士川のまきをまぬハれハれの奥多々捨てれ

中は忠清と裕重と唐櫃一合ありテ平家お防は
唐代の善長唐革を唐櫃又入てかせらるテ是
足櫃ともいわハセ代作り出たる也

一上腹卷ト腹卷の下に垂腰衣水平あり上よ若しを

上腹卷と云古の裝束のゆゑ着て下腹卷といふ

盛衰記卷廿ニ戦ノ衆兼疊紺の小袖又上腹卷を

立同卷一五草ノ衣字貞ハ布衣の下に崩黄の腹卷

御府の太刀佩くう同卷上静憲入道漢同緒の事
又葛綿して下腹卷失くのう同卷十四金波

乗圓阿闍梨慶喜ハ下腹卷又衣装束同卷廿

東鑑卷廿四阿

開梨公院腹卷

ノ上ニ素綿ノ衣

ノ青ス同廿四云

東大寺供養之

日任右大將軍

之御出之例御

束帶之下可令

署腹卷給云

立義院

義院ノ系

家貞ハ狩衣の下に絹無威の腹巻を着てて

貞丈持ト版左とす。年ハあれも
ト禮といふ事ハ云々あり。

一 張袋張表のを太刀不付。事古ハ三位至官の表ハせぬ。已
位ハ從五位下以上官ハ左衛尉右衛門尉左馬場尉右馬場
尉アシカシムより人ヒモト。滑府の官ハ淺位マヒナより左
衛門エイモンより人ヒモト。又依て張袋を脱りて左衛兵馬尉左皮
左右邊ウチガタの尉ハ藍皮の張袋を付。即ち右教信連エクシントン
越後平盛襄記寛ナニカ倉玄 すなえど又陸奥守義成
於臣武衡家衡ホと合戦の由を含身左衛門佐義
先アヘテ林リム裏守護の官を辞退スル。張袋を解して歴上す

彦重瀬は奥州へ下向せられし時東籠アシカシムより又
磁石マグマツの尉及綱義の時出仕よハ本朝卷の刀を以
て太刀を拂アシカシム。叙爵授五位下の後ハば太刀と張袋
を脱ぐ。中太年記侍賤門云。手本を刀アシカシム。本地の手本をぬく。云
一 腰小旗の下アシカシム平野義信軍ノ系云。手本がアシカシムある。
一日よ急いで向うアシカシムかアシカシム。源氏アシカシム大もアシカシムことアシカシム。
さアシカシムすり資旗セバダの半アシカシム。色アシカシムハ袖アシカシム。あくの
ゆくよ

足ほこアシカシムて腰アシカシムすを云

きり一色アシカシム方アシカシムのあアシカシム。袖アシカシムハ袖アシカシム。腰アシカシム

ヨハ勝少旗をすて何方よりモモ敵モヨリ水のみの
者ナリあり

一古代ハ禮ト腰巻も胸丸も皆札ハ高めりモ刻札也
今札本札あらハモニル之古き緒ヨモアキタモ
皆馬毛モサモ高毛モテウカノモノ名ハ皆札モトナラ
象う革う縫うねうぬきうの色モ以て名付るア
近世ハ札のあちこちモ擦ヘキシマホムニメテれの
形とれのぬイ色とどもあと三番を合せモカゲ
の名を立テ況アリ古代モハ無モス

一禮の神草モナリ上方ハ白ヘヤニ腰詰ハ紫モ崩

黄モスハ何モモモモ用スバ紫候崩黄候ア
乞之は名儀元平治物語盛衰記云外古キ軍物也
ハ尼元也れとも古き緒ヨハズモテウカ亦裝束れ事モ
平緒ヒラオ 平緒ハ太刀モ又繩ミリカイ かどモ紫緒崩黄極
候アモニ名前アリ皆上ハ白ヘソト下の方ハ紫アモ
何色モ溝もモキシ候の事ハソトトモジ事ア
ソトモ色あくま同ニ穴の緒を裏濃スフグ トモチア
ソトモ色あくま同ニ穴の緒を裏濃スフグ トモチア
一鞠トモ ヨリ内ハ革モ作ツテ形ハ鞠モ似テモナリ
緒モソト上古モ村モ町モ腕モ結付ルわニ毛モ

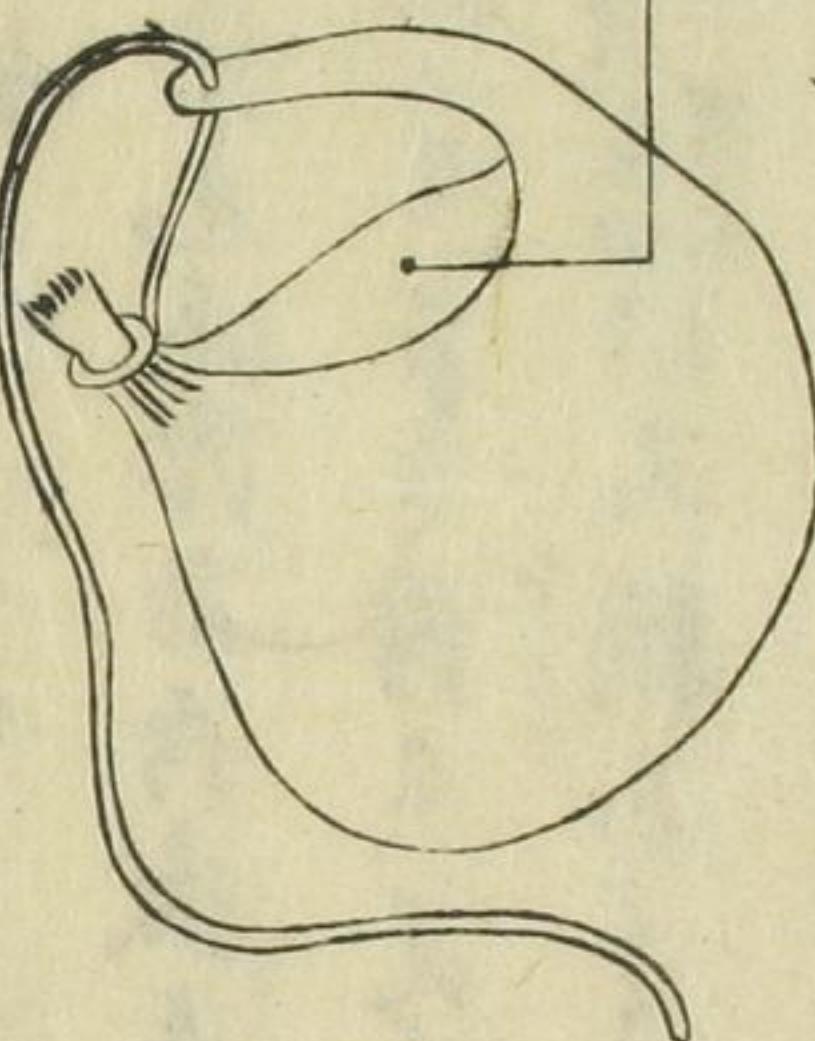
上古ハ鞆ヲカテ
云後威高鞆
ライヅノクカラ
トヨム日本記ニ
アリスホンダヒ
ヨム日本記ニア
リ

今ノ神宝ハ地
ヲ黒クスリテ
巴ヲ白ク銀フ
ニニテカクセ

弓の弦を腕をすつを防ぐ爲のわく鞆ニ二本あり
武用の鞆と体勢神寶の鞆と二本へ武用の鞆ハ
熊の皮と作り毛ハ裏の衣腕を包み牛ハ牛の革とし
毛を付ける紫の組織を付く又神宝の鞆ハ鹿の皮
毛を縫て胡粉をぬりて墨を以て縫をちて萬國
ハ延喜式と云ふ事ある

はふ左の腰すあ
ておき中ハ空
そ杯あくの

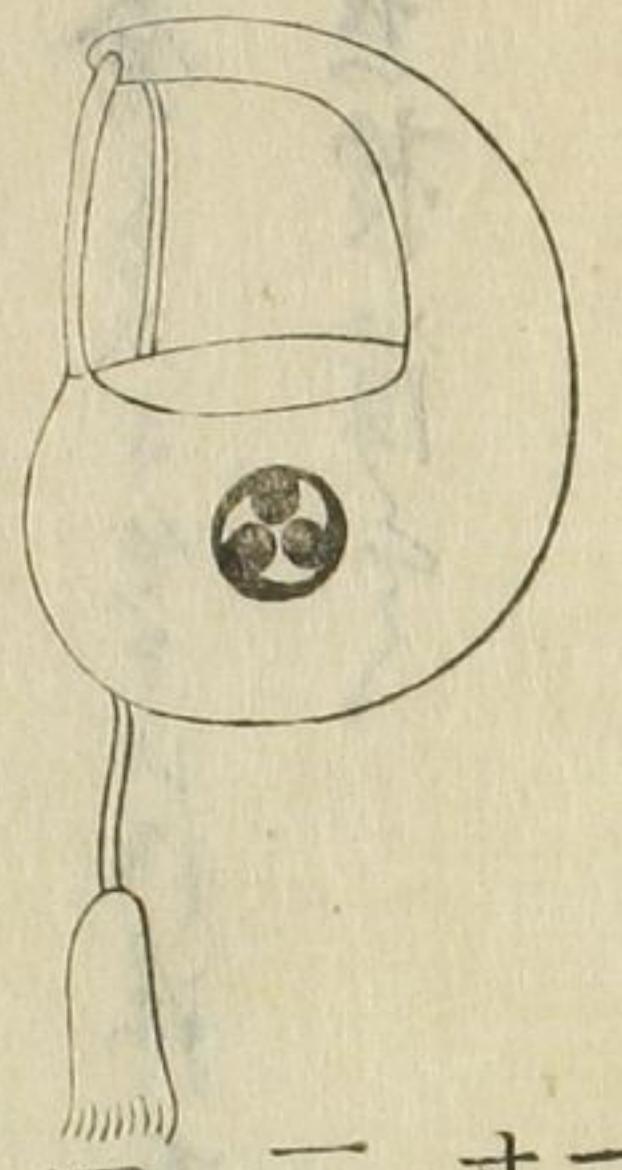
武用の
鞆之圖



光大曰延喜式 兵庫式曰鞆一枚
功一熊革一條 鞆料長九寸牛
草一條 鞆牛料長五寸
鞆袋

料紫表緋裏帛各一條 長各

大神宮
神寶之
鞆之圖



一丈一尺三寸廣八寸縫紫絲二銖録組
一條長四丈○又大神宮式鞆二十
五尺

四枝以鹿皮縫之胡粉塗以墨
畫之納持麻笥二合径一

尺六寸深一
尺四寸五分

著緒一處用紫草云々貞丈曰兵庫寮式

之鞆是天子御物不塗不畫也大神宮式之鞆是神宝
塗以胡粉畫以墨也後代鞆張不存無作鞆者故今神
寶檜木以摸作其形塗以墨畫文以銀粉其形圖三鞆繪
在于兩傍彩色黑白與式相反也

以上貞丈翁の
鞆考を以補入

貞治五年十二月廿日二条権政殿公良基
守行車致令紹陽始次の事事よやづまし鞆をすそ

予射すやうに射する人多くあきよとひり貢の
比もや鞠をさる終て初人かくありし

一陣羽儀ゼバオリと云あハ天文アストロノミなどの比照ヒツヨウノ羽儀東山殿の時代の
まことよハ又えり室町殿日記云は室町日記ハ假名

年中日記乙文字の

室町日記トハ別

得能使タケニシテ主作マサクラは日本書院印

ひきあくは御先メイセンは御ミ馬具大綱タケ鞆タケ眼タケ
の終三柳ミヤマツリ具タケ一羽タケ十綱タケ下タケ仰タケ也タケ

金タケ入タケせタケは鴻タケ不タケ者タケは駒タケ亦タケ射タケ射タケ

昌黎タケ譯タケ

